

公害等調整委員会が実施した政策評価についての個別審査結果

1 審査の対象

「政策評価に関する基本方針」(平成17年12月16日閣議決定。以下「基本方針」という。)では、政策評価の円滑かつ着実な実施のため、総務省は「各行政機関が実施した政策評価について、その実施手続等の評価の実施形式において確保されるべき客觀性・厳格性の達成水準等に関する審査」等に重点的かつ計画的に取り組むこととされている。

今回審査の対象とした政策評価は、次のとおりである。

ア 「行政機関が行う政策の評価に関する法律に基づく評価書(平成20年度事後評価書)」(平成20年8月29日付け公調委第109号による送付分)における実績評価方式による2件の政策評価

イ 「行政機関が行う政策の評価に関する法律に基づく評価書(平成20年度事前評価書)」(平成20年8月29日付け公調委第109号による送付分)における事業評価方式による1件の政策評価(事前)

2 実績評価方式による政策評価についての審査

(1) 審査の考え方と点検の項目

(目標の設定状況)

実績評価方式は、あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定して目標の達成度合いについて評価する方式であるので、当該目標に関して達成すべき水準を明確にする必要がある。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である(注)。

目標に関し達成すべき水準が数値化されているなど具体的に特定されているかどうか。

(注)達成すべき目標は行政活動の一定のまとまりを対象として設定されるものであり、様々な要素を包含することとなる。このため、その具体的な達成水準を一義的に示すことは一般的に困難であり、その場合、関連した測定可能な指標を用いて、それぞれの指標ごとに達成水準を示す具体的な目標を設定し、その実績の測定をもって、達成すべき目標の達成水準の測定に代えることが必要となる。そのような措置を講じている府省の審査においては、達成すべき目標と測定可能な指標との構造を明らかにした上で審査を行うものとする。

(2) 審査の結果

「行政機関が行う政策の評価に関する法律に基づく評価書(平成20年度事後評価書)」における実績評価方式による2件の政策評価についての審査の結果(事実確認の整理結果)は、以下のとおりである。

政策評価審査表（実績評価関係）

政策番号	政 策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無				
		達成すべき目標 (「達成目標」)	指標数	測定指標	目標値	指標の目標値等の設定の有無
1	公害紛争の処理	公正かつ中立な立場から公害紛争事件の適切な処理を図る。 多様化・複雑化する公害紛争に対応した公害紛争処理制度の運用を行う。 国及び都道府県を通じた公害紛争処理制度全体の円滑な運営及び公害苦情の適切な処理の促進を図る。	8	公害等調整委員会における公害紛争事件の受付、係属及び終結の状況 公害紛争事件の処理の計画性及び期間 公害紛争の処理に係る調査研究等の実施状況 都道府県公害審査会等における公害紛争事件の処理状況 公害紛争の処理に係る会議等の実施状況 地方公共団体における公害苦情の処理状況 公害苦情処理に係る会議等の実施状況 公害苦情相談研究会における参加者の理解度等	- - 新規調査研究の実施1件 - - - - (参考度) 80% (理解度) 80%	- -
2	土地利用の調整	- 鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は他産業との調整を図る。 公正かつ中立な立場から土地利用に関する行政手続の適正な処分の確保を図る。	4	鉱区禁止地域指定請求事件の受付、係属及び終結の状況並びに処理期間 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定事件の受付、係属及び終結の状況 不服裁定事件の処理の計画性及び期間 土地収用法に基づく意見の申出事案等の受付、係属及び終結の状況並びに処理期間	- - - -	- -
合計	2 政策	= 1	12			= 2

(注) 1 公害等調整委員会の「行政機関が行う政策の評価に関する法律に基づく評価書(平成20年度事後評価書)」を基に当省が作成した。

2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（実績評価関係）の記載事項」を参照

政策評価審査表（実績評価関係）の記載事項

欄名	記載事項
「政策番号」欄	公害等調整委員会の「行政機関が行う政策の評価に関する法律に基づく評価書(平成20年度事後評価書)」において評価対象政策ごとに付されている番号を記入した。
「政策」欄	評価書の記載項目「対象政策」欄に記載されている評価対象政策の名称を記入した。
「目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無」欄	目標に関し達成すべき水準が数値化されている場合及び定性的であっても目標が達成される水準が具体的に特定されているものは、「」を記入した。 上記に該当しないものは、「-」を記入した。 なお、評価対象政策に複数の指標が設定されている場合には、少なくとも一つの指標について達成しようとする水準が数値化等されているものは「」を記入した。
「達成すべき目標（「達成目標」）」欄	評価書の記載項目「政策の目標」欄に記載されている達成目標を記入した。
「測定指標」及び「指標数」欄	「達成すべき目標」に対する実績を定期的・継続的に測定するため使用する指標及びその数を記入した。
「目標値」欄	「達成すべき目標」についての目標とする値、水準等を定めている場合に、その値、水準等を記入した。
「指標の目標値等の設定の有無」欄	各測定指標に着目した場合の目標値等の設定について、上記の「目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無」欄と同様の分類により「」及び「-」を記入した。

3 事業評価方式による政策評価（事前）についての審査

（1）審査の考え方と点検の項目

事前評価は、政策の決定に先立ち、当該政策に基づく活動により得られると見込まれる政策効果を基礎として、的確な政策の採択や実施の可否の検討に有用な情報を提供する見地から行うものとされている（基本方針 - 4 - ア）。事前評価については、個々の研究開発、公共事業及び政府開発援助並びに規制に関して、その実施が義務付けられている（行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「評価法」という。）第9条及び行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成13年政令第323号）第3条）。

これら以外の政策については、評価法上は事前評価の実施が義務付けられているわけではなく、また、必ずしも確立された手法による政策効果の把握が可能となっているわけではないが、各府省における政策評価の実施状況をみると、それぞれが定めた基本計画等に基づいて、評価法で義務付けられた政策のほか、自発的・積極的に新規の施策・事業等を対象として事前評価が行われている。

こうしたことを踏まえつつ、更に質の高い政策評価の実施に向けた今後の課題等を明らかにする観点から、以下の点検項目により審査を行う。

（政策効果の把握について）

評価法では、行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特性に応じて必要な観点から評価を行うこととされている（評価法第3条第1項）。政策の実施によって何らかの効果が得られることは、当該政策の必要性が認められるための前提であり、どのような効果が発現したかをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態を具体的に特定することが求められている。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

政策の実施により得ようとする効果はどの程度のものかなど、具体的に特定されているか。

（事前評価の結果の妥当性の検証について）

事前評価については、政策効果が発現した段階においてその結果の妥当性を検証すること等により得られた知見を以後の事前評価にフィードバックする取組を進めていくことが重要である（基本方針 - 4 - ウ）。

政策の実施により「得ようとする効果」を的確に把握するためには、効果の把握の方法が特定されており、かつ、それが効果をできる限り具体的（定量的）に把握できるものであることが望ましい。

また、政策効果が発現した段階における事後的な検証を適切に行うためには、実際に得られた効果が当初得ようとしていた効果との関係でどのように評価されることとなるのかを、事前評価の段階で明らかにしておくことが望ましい。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

事後的な検証を行うこととしているか。また、その時期は特定されているか。

事後的な検証が予定されている場合、政策効果の把握の方法は、得ようとする効果が実際に得られたかどうかを事後的に把握することが可能な程度に特定されているか。

(2) 審査の結果

「行政機関が行う政策の評価に関する法律に基づく評価書(平成 20 年度事前評価書)」における事業評価方式による 1 件の政策評価(事前)についての審査の結果(事実確認の整理結果)は、以下のとおりである。

(全体注) 各府省の評価の実施状況を踏まえた課題等の整理・分析については、今年度内に別途取りまとめる予定である。

政策評価審査表（事業評価（事前）関係）

整理番号	政 策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
1	身近で効率的な公害紛争処理	<p>地方在住の当事者の負担を軽減し（平成21年度1回以上現地における審問等の期日を実施し）、国民が身近に公調委を利用できるようになる。</p> <p>平成21年度において、国民や弁護士における公調委のメリットに関する認識や裁判所における原因裁定の嘱託に関する認識が高まるほか、公調委と公害審査会等との連携強化による事件の解決が期待される。</p> <p>充実した調査を迅速に実施することにより、原因特定や因果関係を明らかにし、適正かつ妥当な結論を速やかに導き出すことができる。平成21年度に新たに係属する事件については、これにより、大型・特殊事件等を除き、1年6月以内に解決を図るよう努める。</p> <p>公調委における業務の効率化を図る。</p>	-	<p>現地における審問等の期日の実施状況 原因裁定の嘱託件数、新規事件係属件数 平成21年度に新たに係属する事件の処理期間 人員の合理化減のほか、府費、情報処理業務経費など既存経費の削減</p>
合 計		= 1	- = 1	= 1

(注) 1 公害等調整委員会の「行政機関が行う政策の評価に関する法律に基づく評価書（平成20年度事前評価書）」を基に当省が作成した。

2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（事業評価（事前）関係）の記載事項」を参照

政策評価審査表（事業評価（事前）関係）の記載事項

欄　　名	記　　載　　事　　項
「整理番号」欄	評価書に掲載された政策について順次番号を記入した。
「政策」欄	評価の対象とされた政策の名称を記入した。
「得ようとする効果の明確性」欄	政策の実施により得ようとする政策効果を記入した。 得ようとする効果について、「何を」、「どの程度」、「どうする」のかが明らかにされているなど、どのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態が具体的に特定されているものは、「 」を記入した。「何を」、「どうする」のかは説明されているものの、「どの程度」かは明らかでないなど具体的には特定されていないものは、「 」を記入した。得ようとする効果についての記載がないものは、「 - 」を記入した。
「検証を行う時期の特定」欄	事後的検証を予定している場合に、その検証を行う時期を記入した。 当該政策（施策や事業）について、事後的検証を行う時期が特定されているものは、「 」を記入した。事後的検証を行うこととはしているが時期が特定されていないもの、又は当該政策（施策や事業）の一部についてのみ時期が特定されているものは、「 」を記入した。事後的検証を行うことが明らかにされていないものは、「 - 」を記入した。
「効果の把握の方法の特定性」欄	事後的検証を予定している場合に、政策の実施後に実際に得られた効果をどのように把握・測定するのかを記入した。 政策の実施により発現した効果を把握できる程度に明確にされているものは、「 」を記入した。効果の把握の方法が不明確なものは、「 」を記入した。